

## 第10回久慈市議会定例会会議録（第1日）

### 議事日程第1号

平成20年8月29日（金曜日）午前10時00分開議

#### 第1 会期の決定

議会運営委員長の報告

#### 第2 会議録署名議員の指名

#### 第3 認定第1号から認定第10号まで、議案第1号から議案第29号まで及び報告第1号

提案理由の説明・総括質疑

決算特別委員会の設置

委員会付託（議案第1号から議案第5号まで、議案第28号および議案第29号を除く）

#### 第4 議案第1号（質疑・討論・採決）

#### 第5 議案第28号（質疑・採決）

#### 第6 議案第29号（質疑・採決）

#### 第7 請願5件

請願の紹介

委員会付託

### 会議に付した事件

#### 日程第1 会期の決定

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

#### 日程第3 認定第1号 平成19年度久慈市一般会計歳入歳出決算

認定第2号 平成19年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

認定第3号 平成19年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第4号 平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第5号 平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定第6号 平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成19年度久慈市公共下水道事業特

### 別会計歳入歳出決算

認定第10号 平成19年度久慈市水道事業会計決算

議案第1号 市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第2号 平成20年度久慈市一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 平成20年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成20年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 平成20年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第6号 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例

議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 手数料条例の一部を改正する条例

議案第9号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 市税条例の一部を改正する条例

議案第11号 地域農村センター条例の一部を改正する条例

議案第12号 交流促進センター条例の一部を改正する条例

議案第13号 海水プール条例の一部を改正する条例

議案第14号 勤労者家庭支援施設条例の一部を改正する条例

議案第15号 市営住宅等条例及び定住促進住宅条例の一部を改正する条例

議案第16号 山形総合センター条例の一部を改正する条例

議案第17号 平庭高原施設条例の一部を改正する条例

議案第18号 内間木野外体験施設条例の一部を改正する条例

議案第19号 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第20号 公民館条例の一部を改正する条例  
 議案第21号 文化会館条例の一部を改正する条例  
 議案第22号 体育施設条例の一部を改正する条例  
 議案第23号 三船十段記念館条例の一部を改正する条例  
 議案第24号 久慈市学校給食センター建設主体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
 議案第25号 久慈市学校給食センター建設電気設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
 議案第26号 久慈市学校給食センター建設機械設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
 議案第27号 財産の取得に関し議決を求めることについて  
 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて  
 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて  
 報告第1号 平成19年度久慈市健全化判断比率等の報告について  
 日程第4 議案第1号 市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて  
 日程第5 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて  
 日程第6 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて  
 日程第7 請願受理第9号 県北沿岸振興のための「久慈地方振興局」の更なる体制強化を求める意見書の提出を求める請願  
 請願受理第10号 義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願  
 請願受理第11号 育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願  
 請願受理第12号 原油高騰への緊急対策についての請願  
 請願受理第13号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

出席議員(23名)

1番 梶谷 武由君 2番 上山 昭彦君  
 3番 泉川 博明君 5番 澤里 富雄君  
 6番 藤島 文男君 7番 砂川 利男君  
 8番 畑中 勇吉君 9番 小倉 建一君  
 10番 山口 健一君 11番 中平 浩志君  
 12番 中塚 佳男君 13番 佐々木 栄幸君  
 14番 桑田 鉄男君 15番 堀崎 松男君  
 16番 大久保 隆實君 17番 小野寺 勝也君  
 18番 城内 仲悦君 19番 下斗米 一男君  
 21番 下館 祥二君 22番 大沢 俊光君  
 24番 八重櫻 友夫君 25番 高屋敷 英則君  
 26番 宮澤 憲司君

欠席議員(3名)

4番 木ノ下 祐治君 20番 清水 崇文君  
 23番 濱 欠明宏君

事務局職員出席者

事務局 局長 根井 元 事務局次長 大橋 良  
 庶務グループ 外谷 隆司 議事グループ 長内 実  
 総括主査 主 事 大内田 博樹

説明のための出席者

市長 山内 隆文君 副市長 菅原 和弘君  
 副市長 外館 正敏君 総務企画部長 佐々木信蔵君  
 市民生活部長 野田口 茂君 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 菅原 慶一君  
 農林水産部長 亀田 公明君 産業振興部長 下館 満吉君  
 産業振興附随部長 猪久保健一君 建設部長(兼)水道事務所長 晴山 聡君  
 山形総合支所長 角 一志君 教育委員長 岩城 紀元君  
 教育長 末崎 順一君 教育次長 中居 正剛君  
 選挙管理委員会委員長 鹿糠 孝三君 監査委員 木下 利男君  
 農業委員会委員長 荒澤 光一君 総務企画部長(兼)総務課長 勝田 恒男君  
 総務企画部長 宇部 辰喜君 (併)選挙事務局長 鹿糠 沢光夫君  
 財政課長 野田 勝久君 総務学事課長 遠川 保雄君  
 監査委員 局長 農業委員会 局長

午前10時00分 開会・開議

○議長(宮澤憲司君) ただいまから、第10回久慈市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(宮澤憲司君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、請願5件を受理いたしましたので、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告3件が提出され、お手元に配付してあります。

次に、6月定例会以後の当職の出席した会議等、主な事項について概要を配付してあります。

次に、平成20年度委員会所管事項調査等報告書が、各常任委員会等から提出され、その写しを配付しております。

次に、諸般の報告のため市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

○市長（山内隆文君） 去る7月24日に発生をいたしました、地震による被害状況等について諸般の報告を申し上げます。7月24日午前0時26分ころ、岩手県沿岸北部を震源とする地震が発生し、本市では震度5強を観測。人的被害を初め家屋や水道施設などに被害をもたらしたところであります。

このたびの災害により、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げるものであります。

市では、地震発生と同時に久慈市災害対策本部を設置し、久慈消防署及び久慈市消防団を初めとする関係機関と連携し、被害情報の収集を行い、災害応急対策に全機能を挙げて取り組んだところであります。

次に、現時点で把握しております被害状況について申し上げます。

まず、人的被害であります。重傷者3名、軽傷者10名、合わせて13名の負傷者が報告されております。

また、住家被害であります。全壊はなく、一部損壊が36棟で、36世帯101名の被災が報告されております。

なお、非住家ではありますが、14棟及びブロック塀倒壊等11カ所の被害が報告されております。

次に、庁舎等ではありますが、本庁舎及び山形総合支所の壁などが被災し、被害額は約170万円となっております。

次に、社会福祉施設、社会教育施設等ではありますが、アンバーホールの外壁タイルの破損を初め、社会福祉施設9カ所、社会教育施設3カ所、体育施設4カ所が被災し、被害額は約5,440万円となっております。

次に、水道施設であります。山形町の西の沢湧水及び清水川湧水、この二つの水源地におきまして、原水濁度が上がったことにより山形町川井地区の480世帯について断水を行い、給水車等により対応したほか、白山浄水場ほか2カ所が被災し、被害額は約230万円となっております。

次に、商工関係であります。主に商品及び設備の被害により50事業所が被災し、被害額は約970万円となっております。

次に、農業施設であります。園芸関係の2施設が被災し被害額は約15万円となっております。

次に、農地、農業用施設であります。水田及び水路の被害があり、被害額は約300万円となっております。

次に、林業関係であります。製炭窯5カ所が被災し被害額は約320万円となっております。

次に、土木施設等であります。市道4路線14カ所で被害があり被害額は約22万円となっております。

次に、公営住宅等であります。9戸及び1施設が被災し被害額は約42万円となっております。

次に、学校であります。小学校6校、中学校5校において建物の一部損壊等があり、被害額は約94万円となっております。

以上、8月25日現在において確認できました総被害額は約7,610万円となったところであります。

災害発生に伴う応急対策につきましては、関係機関等と連携し、全力を挙げて取り組んだところでありますが、今後も調査を続けるとともに災害復旧について鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（宮澤憲司君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。大沢議会運営委員長。

〔議会運営委員長大沢俊光君登壇〕

○議会運営委員長（大沢俊光君） 第10回久慈市議会定例会の運営につきまして、去る8月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会で審議いたします案件は、市長付議事件40件であります。

また、一般質問については、4会派及び2名の計6人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と9月3日、4日及び12日に本会議を、9月5日に常任委員会を、9日及び10日に決算特別委員会をそれぞれ開き、9月1日、2日及び9月8日、11日を議案調査のため休会とし、今定例会の会期は本日から9月12日までの15日間とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長（宮澤憲司君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日から9月12日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（宮澤憲司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、木ノ下祐治君、澤里富雄君、砂川利男君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第3 認定第1号から認定第10号まで、議案第1号から議案第29号まで及び報告第1号

○議長（宮澤憲司君） 日程第3、認定第1号から認定第10号まで、議案第1号から議案第29号まで及び報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

○市長（山内隆文君） 提案をいたしました、議案第28号及び議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は、人事案件でありますので、私からご説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたく存じます。

まず、議案第28号であります。このたび、前任の人権擁護員下斗米成子さんが、本年6月30日をもって退任されたことに伴い、その後任として上川原勇氏を

推薦しようとするものであります。

また、議案第29号であります。現在ご活躍いただいております香木正氏の任期が本年12月31日をもって満了となりましことから、再び推薦しようとするものであります。両候補者の経歴につきましては議案に付してございます経歴書のとおりであります。上川原勇氏は長年にわたり市職員として勤務され、久慈地区広域行政事務組合清掃センター所長や、宇部支所長などを歴任されたほか、社会教育や市民相談等の分野に長く携わっており、円満な人柄とともに人格・識見・指導性ともに優れており、地域活動等を通じ、地域の信望を集めているところであります。

また、香木正氏は優れた指導性と識見、公正で実直なお人柄、地域の信望を集めているところであります。

以上のことから両氏とも人権擁護委員候補者として適任であると考え、推薦しようとするものであります。

満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお祈りをいたします。

○議長（宮澤憲司君） 外館副市長。

〔副市長外館正敏君登壇〕

○副市長（外館正敏君） 私からは、認定案件第1号から第9号までの平成19年度久慈市一般会計各特別会計歳入歳出決算9件、並びに認定案件第10号「平成19年度久慈市水道事業会計決算」につきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、一般会計各歳入歳出決算書5ページになります。

認定第1号「平成19年度久慈市一般会計歳入歳出決算」についてであります。

平成19年度の予算額は208億4,206万3,000円であり、これに対する決算額は歳入総額205億9,396万1,008円。歳出総額が202億771万3,076円であります。したがって、歳入歳出差し引き3億8,624万7,932円の剰余金を生じております。この剰余金から予算繰り越しに伴う、翌年度へ繰り越すべき財源712万9,000円を差し引いた実質収支額は、3億7,911万8,932円であります。

また、前年度の実質収支額2億4,928万3,518円を差し引いた単年度収支額は、1億2,983万5,414円となっております。

以下、決算内容についてその概要を申し述べます。

まず、歳入であります。6ページから9ページにな

ります。8ページ、9ページ下段の歳入合計の欄をごらん願います。

調定額227億150万1,233円に対し、収入済額が205億9,396万1,008円であります。調定額に対する収入済額の割合は90.71%、予算額に対する執行率では98.80%となっております。

なお、このパーセントの数字であります。小数点以下の3桁以降を切り捨てにした数字で申し上げております。

また、不納欠損額は市税、分担金及び負担金、諸収入を合わせ、3,348万5,940円となっております。

収入未済額は、20億7,405万4,285円となっております。このうち繰越明許費の未収入特定財源は、国庫支出金1億902万円であり、この未収入特定財源を差し引いた収入未済額は19億6,503万4,285円となっております。

この収入未済額のうち、15億3,478万5,200円は、林業構造改善事業補助金返還金であります。

次に、歳出であります。10ページから13ページになります。12ページ、13ページ下段、歳出合計の欄をごらん願います。

支出済額は202億771万3,076円であり、予算の執行率は96.95%であります。

なお、歳出には繰越明許費2億1,674万9,000円の翌年度繰越額があり、この額は予算額の1.03%となります。

また、不用額は4億1,760万924円となっております。

歳出総額に占める各款別の割合は、民生費22.77%、交際費19.69%、教育費11.20%、総務費10.49%、土木費7.49%、商工費7.09%、衛生費6.01%、農林水産業費5.85%などとなっております。

次に、認定第2号「平成19年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

192ページから195ページになります。

予算額2,627万2,000円に対し、決算額は歳入歳出同額の2,482万7,718円であり、差し引きゼロ円となっております。

次に、認定第3号「平成19年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についてであります。

まず、事業勘定であります。206ページから209ページになります。

予算額44億7,708万9,000円に対し、決算額は歳入が

44億7,161万8,085円。歳出が42億5,941万1,055円であり、差し引き2億1,220万7,030円の剰余金を生じております。

なお、単年度収支額は3,954万6,479円となっております。

歳入であります。調定額49億6,840万4,492円に対し、収入済額が44億7,161万8,085円、調定額に対する収入未済額の割合は90.00%となっております。

不納欠損額は国民健康保険税の4,038万3,319円、また収入未済額は4億5,640万3,088円となっております。

歳出であります。支出済額は42億5,941万1,055円で、主な支出は保険給付費、共同事業拠出金、老人保健拠出金及び介護納付金等であり、歳出予算の執行率は95.13%であります。

次に、直営診療施設勘定であります。

236ページから239ページになります。

予算額2億5,199万円に対し、決算額は歳入歳出同額の2億4,329万7,640円であり、差し引きゼロ円となっております。

なお、歳入は収納率99.96%、歳出予算の執行率は96.55%であります。

次に、認定第4号「平成19年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」についてであります。

258ページから261ページになります。

予算額28億5,575万2,000円に対し、決算額は歳入が27億1,130万579円、歳出は医療給付費を中心に27億5,100万3,963円で、差し引き3,970万3,384円の歳入不足を生じ、翌年度歳入を繰上充用しております。この収支不足額は、翌年度に精算されるものであります。

なお、歳入は、収納率100%、歳出予算の執行率は96.33%であります。

認定第3号であります。「国民健康保険特別会計歳入歳出決算」についての説明のうち、収入済額を収入未済額と説明したので訂正をお願いしたいというふうに思います。

次に、認定第5号「平成19年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

274ページから277ページになります。

予算額8,637万5,000円に対し、決算額は歳入が9,589万6,618円、歳出は8,188万1,414円であり、差し引き1,401万5,204円の剰余金を生じております。

歳入は、収納率100%、歳出予算の執行率は94.79%

であります。

次に、認定第6号「平成19年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

294ページから297ページになります。

予算額2,622万6,000円に対し、決算額は歳入歳出同額の2,552万7,622円であり、差し引きゼロ円となっております。

歳入は収納率が100%、歳出予算の執行率は97.33%であります。

次に、認定第7号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

312ページから315ページになります。

予算額2億9,695万5,000円に対し、決算額は歳入歳出が同額の2億9,460万562円であり、差し引きゼロ円となっております。

なお、歳入は収納率が98.48%、歳出予算の執行率は99.20%であります。

次に、認定第8号「平成19年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

330ページから333ページになります。

予算額4,242万円に対し、決算額は歳入が2,386万6,010円、歳出は4,239万8,150円であり、差し引き1,853万2,140円の歳入不足を生じ、翌年度歳入を繰上充用をしております。

次に、認定第9号「平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

344ページから347ページになります。

予算額14億2,707万8,000円に対し、決算額は歳入が13億7,445万1,756円、歳出は13億7,190万1,756円であり、差し引き255万円の剰余金を生じております。

歳入は収納率95.46%であり、不納欠損額は負担金及び使用料で146万2,260円であります。また、収入未済額は6,388万1,160円であります。

なお、歳出予算の執行率は96.13%であります。

これまでが平成19年度一般会計、各特別会計の決算認定案件9件の説明であります。

なお、詳細につきましては、附属書類として歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び別冊の主要な施策の成果に関する説明書、定額の資金を運用するための基金の運用状況を提出しております。

続きまして、認定第10号「平成19年度久慈市水道事

業会計決算」についてご説明を申し上げます。

水道会計決算書の4ページ、5ページになります。決算報告書ではありますが、収益的収入及び支出は5ページ下、収入の予算額7億4,766万5,000円に対し、決算額は7億2,683万404円であり、次に6ページ、7ページに移りまして、7ページ下、支出の予算額7億6,500万8,000円に対し、決算額は7億1,558万4,508円であります。

また、8ページ、9ページの資本的収入及び支出は9ページ上、収入の予算額2億2,504万7,000円に対し、決算額は2億2,352万4,042円であり、9ページ下、支出の予算額5億4,831万9,000円に対し、決算額は5億1,906万1,646円であります。

次に、財務諸表についてご説明を申し上げます。

主要数値ではありますが、まず10ページ下の損益計算書の当年度純利益は78万2,151円。11ページ中ほど、剰余金計算書の積立金合計は3億2,317万2,104円。11ページ下、当年度未処分利益剰余金は1億6,402万8,903円。12ページ下の翌年度繰越資本剰余金は、27億713万6,991円。13ページの剰余金処分計算書の当年度利益剰余金処分額は5万円。翌年度繰越利益剰余金は、1億6,397万8,903円。14ページ、15ページの貸借対照表の資産合計及び負債資本合計は、それぞれ83億5,557万4,287円であります。

以上をもちまして、平成19年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定案件10件の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮澤憲司君） 菅原副市長。

〔副市長菅原和弘君登壇〕

○副市長（菅原和弘君） 私からは人事案件及び認定議案を除く、議案等あわせて28件についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。

この条例は、去る7月24日未明に発生した岩手北部地震の翌日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の内容であります。鉱泉浴場における入湯客に課している入湯税について、第128条の課税免除の

規定に新たに第4号として、その他市長が特に必要と認めるものを加えたものであります。

なお、今回の規定の対象者であります。先の岩手北部地震の影響により断水が続いた山形町川井地区の被災者について、各被災世帯の給水復旧の日まで入湯税を課さないこととしたところであります。

次に、議案第2号「平成20年度久慈市一般会計補正予算(第2号)」について申し上げます。今回の補正は、国県支出金等の内定による事業費の調整、去る7月24日に発生した岩手北部地震に係る復旧費用の計上ほか、6月補正予算編成後において対応を要する経費を計上したものであります。

1ページをごらん願います。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算額に、歳入歳出それぞれ1億7,770万2,000円を追加し、補正後の予算総額を193億8,430万7,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条地方債の補正であります。4ページ、5ページの第2表のとおり、移動通信用鉄塔施設整備事業の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第3号「平成20年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」であります。今回の補正は1ページのとおり、事業勘定の既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,655万4,000円を追加し、補正後の予算総額を42億9,417万8,000円にしようとするものであります。

事業勘定の補正の内容であります。歳入につきましては、3ページのとおり繰越金を増額し、歳出につきましては、4ページのとおり総務費及び諸支出金を増額しようとするものであります。

次に、議案第4号「平成20年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」であります。第1条歳入歳出予算の補正は、1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億7,740万円を追加し、補正後の予算総額を16億618万円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては、2ページのとおり市債を増額し、歳出につきましては、3ページのとおり下水道管理費及び公債費を増額しようとするものであります。

次に、第2条地方債は、4ページの第2表のとおり、

下水道高資本費対策借換債を追加しようとするものであります。

次に、議案第5号「平成20年度久慈市水道事業会計補正予算(第1号)」であります。今回の補正は去る7月24日に発生した岩手北部地震に係る災害復旧費に充用した予備費を補てんしようとするものであります。

1ページをお開き願います。第2条、収益的収入及び支出の補正は、支出の予備費を500万円増額しようとするものであります。

次に、議案第6号「久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例」であります。この条例は地方自治法の一部改正に伴い、市議会の議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の特別職の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第7号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は公益法人制度見直しによる、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第8号「手数料条例の一部を改正する条例」であります。以下申し上げます。議案14件は、市政改革プログラムに基づく、使用料、手数料の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正をしようとするものでありますので、一括してご説明申し上げます。

お手元に配付いたしております。使用料、手数料の見直しに係る議案の参考資料をごらん願います。

まず、1番の使用料、手数料の見直しに係る議案一覧であります。記載のとおり、議案第8号「手数料条例の一部を改正する条例」など合計14件であります。

次に、2番の使用料、手数料の見直しに関する基本方針の概要についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

まず、1番の基本方針であります。記載のとおり六つの項目を定めております。

次に、2番の原価の算定であります。但し(1)では対象(2)では算定の具体的な方法を定めております。

2ページをお開き願います。3番の行政と受益者の負担割合についてであります。但し(1)及び(2)のとおり、使用料及び手数料の負担割合を定めております。

次に、3ページ、4番の利用者区分の取り扱いであります。利用者が料金に差を設ける場合の基本的な考え方を定めております。

次に、5番の改定上限率の設定であります。使用料については(1)のとおり原則25%を上限とし、手数料については(2)のとおり上限率は設定せず、状況に応じて料金の算定を行うこととしております。

次に、6番の定期的な料金見直しであります。おおむね3年ごとの見直しを行うこととしております。

次に、7番の減免の考え方あります。4ページの(1)から(3)までのとおり、免除及び減額する場合の基準等を定めております。

以上の方針に基づいて、見直しをしようとするものであります。

以上で、使用料、手数料の見直しに伴う議案14件の一括説明といたします。

なお、議案第10号「市税条例の一部を改正する条例」であります。ただいま申し上げました手数料の見直しとあわせて、地方税法の一部改正に伴い公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第15号「市営住宅等条例及び定住促進住宅条例の一部を改正する条例」であります。この条例は市営住宅等の入居者から暴力団員を排除し、住民の生活の安全と平穩を守るため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」であります。この条例は麦生小学校、麦生中学校及び霜畑中学校を廃止し、麦生小学校は平山小学校及び侍浜小学校に、麦生中学校は夏井中学校及び侍浜中学校に、霜畑中学校は山形中学校にそれぞれ統合しようとするものであります。

次に、議案第24号から議案第26号までの3件の議案について申し上げます。提案申し上げております3件の議案は、いずれも久慈市学校給食センター建設関係工事の請負契約の締結に関し議決を求めるものであります。

まず、議案第24号は主体工事を施工するに当たり、株式会社小山組と4億4,625万円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要であります。鉄骨造、地上2階建、延べ床面積2,771.47平方メートルとなっております。

また、議案第25号は電気設備工事を施工するに当たり、藤原電業株式会社と1億5,540万円で、議案第26号は、機械設備工事を施工するに当たり、株式会社カネヨシ水道工業所と2億7,825万円でそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

なお、これらを合わせた工事費の総額は8億7,990万円となるものであり、平成21年6月末までに完成を予定しているものであります。

次に、議案第27号「財産の取得に関し議決を求めることについて」であります。本案は、株式会社中西製作所盛岡営業所から、久慈市学校給食センターの学校給食調理の用に供する備品を3億3,075万円で買い入れしようとするものであります。

次に、報告第1号「平成19年度久慈市健全化判断比率等の報告」について申し上げます。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について報告するものであります。

それでは報告に付しております。平成19年度久慈市健全化判断比率等により説明申し上げます。

最初に1番の健全化判断比率についてであります。平成19年度一般会計及び各特別会計決算に基づき、表の下の参考にお示した内容により、各比率について算定を行ったものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。平成19年度におきましては実質赤字、及び連結実質赤字は生じていないところであります。

また、実質公債費比率につきましては16.8%、将来負担比率につきましては205.8%となっており、いずれも国の示した早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているところであります。

次に、2番の資金不足比率についてであります。本比率は、平成19年度における公営企業会計決算に基づき参考にお示した内容により、算定を行ったものであり、魚市場事業、漁業集落排水事業、公共下水道事業の各特別会計及び水道事業会計につきましては、資金不足は生じていないところであります。

なお、工業団地造成事業特別会計につきましては、資金不足比率が77.6%と、経営健全化基準を上回っているところであり、資金不足額の解消に向け、取り組



みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、提案理由及び報告の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮澤憲司君）次に、平成19年度各会計歳入歳出決算及び平成19年度健全化判断比率等について監査委員から、審査意見の概要の説明を願います。木下監査委員。

〔監査委員木下利男君登壇〕

○監査委員（木下利男君）平成19年度久慈市一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査結果について、その概要をご説明申し上げます。なお、詳細につきましてはお手元に配付されております、各審査意見書によりご承知くださるようお願い申し上げます。

まず、最初に一般会計及び各特別会計について申し上げます。

審査に付された決算書、証書類並びに附属書類はいずれも計数的に正確であり、各会計の決算収支額は出納閉鎖日である平成20年5月31日現在の現金出納日計表と一致していることを確認したところであります。

また、定額の資金を運用するための基金の運用状況については、各基金ともそれぞれの設置目的に沿って適正に運用されているものと認められたところであります。

各会計の決算及び収支状況については、意見の別表第2表に記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では、一般会計で3億8,624万7,932円の黒字となっております。また、特別会計、9会計の合計では1億7,053万6,710円の黒字となっております。老人保健特別会計で3,970万3,384円、工業団地造成事業特別会計で1,853万2,140円の歳入不足を生じ、翌年度歳入予算から繰上充用されております。

市税及び国民健康保険税の収納状況については、意見書の別表第7表に記載のとおりであり、現下の低迷する経済情勢を反映した収納状況となっております。自主財源の主軸と国保制度の根幹を成す両税について、関係者の認識と理解を求め、なお一層の収納向上対策を望むものであります。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。審査に付された決算書類は地方公営企業法等、関係諸法

令の規定に基づいて作成され、決算期間末日の平成20年3月31日現在における経営成績及び財務状況を正確に表示しているものと認められたところであります。

経営成績は、平成19年度においては78万2,151円の純利益となっております。この結果、前年度からの繰越利益剰余金に、当年度純利益を加えた1億6,402万8,903円が、当年度未処分利益剰余金として計上されております。

なお、給水料金の収納状況は、市税等と同様に厳しい状況にあります。受益者による公平負担の観点からも未収金の解消に一層の努力を望むものであります。

以上が、決算審査の概略であります。一段と厳しさを増す財政状況の中であって、財政調整基金の取り崩しの抑制や、プライマリーバランスの黒字を維持するなど、財政の健全化に向けた努力も認められたところであります。平成19年度の市政運営は、夢・希望・未来に向かってひと輝くまちの創造を目指して、事業の優先度、緊急度を勘案した厳しい選択を行いながら、市民満足度の向上に向け、市政の運営が図られ予算議決の趣旨に沿って、諸施策が効果的に執行されたものと認められたところであります。

次に、平成19年度久慈市健全化判断比率等の審査結果について、その概要を申し上げます。なお、詳細につきましてはお手元に配付しております意見書によりご承知くださるようお願い申し上げます。

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。

なお、四つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準と比較するとこれを下回っております。

また、資金不足比率は工業団地造成事業特別会計において、経営健全化基準を上回っていることから、資金不足の解消を図る措置を講じられるよう望むものであります。

以上、審査結果について申し上げましたが、今後の行財政の運営に当たりましては、行政と市民の協働を基本理念に的確な行政需要の選択と、行財政の効率化、徹底した経費節減に努め、財政健全化と重要施策の推進を図り、市勢の発展と市民福祉のさらなる向上を実現されるよう望みまして、審査結果の概要説明といたします。

○議長（宮澤憲司君） これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。桑田鉄男君。

○14番（桑田鉄男君） 最初に、認定1号から10号にかかわるわけですが、この決算書についてでございます。どうしても予算書よりは行数等が多くなるのは、事業等が多くなるから仕方がないのかなとも思うんですが、字が小さくて非常に読みづらいなと、そういうふう感じております。

それから、前年度等の決算書と比べますと、印刷の関係が字が若干読みづらいなと、そういうふうな気がします。改善できるのであれば字のポイントをもう少し上げていただくとか、印刷についても配慮いただければいいのかなとそういうふうに思います。

あと、よかった点ですが、このページ数を今回、右端に打っていただいたのは、非常に見やすくよかったなとそういうふうに思いますので、これについては今後もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと、24号から26号、これは27号にもかかわるわけですが、学校給食センターの建設がいよいよ入札も終わりまして、議会の議決を経れば工事が着工されるということになるわけでございます。今後のスケジュール的な部分と申しますか、いずれ工期は来年の6月末のようでございますので、それを給食センターの従業員の方等に聞きますと、新しい設備とか調理器具等が入れば、その勉強と申しますか、そういうことも必要ということで、そうすれば私的には1学期は古い給食センターで、夏休みなりを利用して勉強をしていただいて、2学期からいよいよ新しい給食センターを使っただけの給食が始まるのかなと、そういうふうに思うんですが、そこのところを一つ確認させていただきたいと思っております。

○議長（宮澤憲司君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） まず、決算書の体裁でありますけれども、これについてはご指摘のとおり、来年に向けて工夫・改善をしていきたいというふうに考えておりますので、ご了承願います。

○議長（宮澤憲司君） 中居教育次長。

○教育次長（中居正剛君） 新しい給食センターの給食の開始時期でございますが、2学期の早々からということで考えております。夏休み中に新しい器具等での研修と申しますか、訓練と申しますか、それを実施後に2学期から実施するというスケジュールで考えて

おります。以上です。

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

まず、認定第1号から認定第10号までの各会計歳入歳出決算については、議長及び監査委員の八重櫻友夫議員を除く24人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第8条第2項ただし書きの規定により、当職において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって当職から委員長に佐々木栄幸君、副委員長に澤里富雄君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり選任されました。

次に、議案第6号から議案第27号までの22件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案についてお諮りいたします。議案第1号から議案第5号まで、議案第28号及び議案第29号、以上の7件は委員会の付託を省略し、議案第2号から議案第5号までの補正予算は、9月12日の本会議で審議し、議案第1号の市税条例の一部改正の専決処分、議案第28号及び議案第29号の人事案件は本日審議することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第1号

○議長（宮澤憲司君） 日程第4、議案第1号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第1号「市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって議案第1号は承認されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第28号

○議長（宮澤憲司君） 日程第5、議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第28号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は異議がない意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は異議がない意見とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第29号

○議長（宮澤憲司君） 日程第6、議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） 質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第29号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は異議がない意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮澤憲司君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は異議がない意見とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第7 請願5件

○議長（宮澤憲司君） 日程第7、請願受理第9号か

ら請願受理第13号までの5件を一括議題といたします。

請願について、紹介議員の説明を求めます。1番梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 請願受理第9号「県北沿岸振興のため「久慈地方振興局」の更なる体制強化を求める意見書の提出を求める請願」について紹介議員を代表して紹介をいたします。岩手県の広域振興局体制の整備の基本的な考え方の素案によると、平成22年4月には4振興局体制へ移行するとされており、来年2月をめどに基本方針を示す予定となっています。

久慈地方振興局と二戸地方振興局を一緒にした、県北広域振興局体制にする考えであるわけですが、内陸の二戸と県北沿岸の久慈・九戸をエリアとする広域振興局を設置することが、質の高い行政サービスの提供や経済の強化、県南・県央との格差解消のための産業振興の強化につながるのか大きな疑問があります。

久慈地域は他の地域に比べ気象条件も厳しく、また地理的条件が悪いため企業の立地もなかなか進まない状況にあります。このように悪条件の重なっている地域ほど、行政による支援と地域振興策が必要と考えます。

久慈地方振興局を縮小することなく、むしろ現在より久慈地方振興局体制を強化していただきたいというのが請願の趣旨であります。

本請願の趣旨をご理解いただき、採択くださるようお願いいたします。

続いて、請願受理第10号「義務教育費国庫負担制度堅持及び負担割合二分の一復元を求める請願」について紹介いたします。

義務教育費国庫負担制度は、請願の趣旨にもありますように、教育の全国水準や教育の機会均等の確保。また、義務教育の成否は教職員の確保、適正配置、資質の向上に負うところが大きいことから、必要な財源を安定的に確保するために設けられたものであります。

しかし、義務教育費国庫負担制度は国の財政難を理由に、1984年以降少しずつ切り崩されていきました。教職員の給与については、2005年度までは二分の一が国庫負担となっていました。政府が推進する三位一体改革の中で国庫負担の割合が三分の一に縮小されました。この負担割合の削減は地方に大きな負担を強いるものとなっております。

地方交付税の削減の影響、厳しい地方財政状況などから教育予算を確保することが困難ともなっています。

未来を担う子供たちに等しく、平等な教育を受けさせるためには、義務教育費国庫負担制度を堅持していかなければならないと考えます。このような状況をご理解いただき、本請願を採択くださるようお願いいたします。

続いて、請願受理第11号「教育予算の拡充、教職員定数の改善を求める請願」について紹介いたします。

文部科学省の義務教育諸学校教職員定数改善計画では、平成18年から平成22年度までの5年間で、一般教員を初め養護教諭、栄養教諭、事務職員、特別支援教育コーディネーターなど1万5,000人を増員する計画となっています。

地方財政がひっ迫している中、少人数の教育の推進、学校用施設整備、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など自治体間格差が広がってきています。

子供を取り巻く社会状況が目まぐるしく変化する時代を迎え、個性を尊重し行き届いた指導を進めるためには、1学級の定員が40人では大変厳しい状況にあることから、都道府県の単独予算によって40人以下学級が実施されつつあります。今や、30人以下学級の実現を求める声は、全国各地で大きなうねりともなっております。

子供たちに安心・安全な学校生活を保障し、また学びの多様化に応じた学校施設の充実を図るために、地方交付税を含む国の予算を拡充する必要があります。

このような状況をご理解いただき、本請願を採択くださるようお願いいたします。

以上で3件の請願についての紹介を終わります。

○議長（宮澤憲司君） 17番小野寺勝也君。

〔17番小野寺勝也君登壇〕

○17番（小野寺勝也君） 請願受理第12号「原油高騰への緊急対策についての請願」について、紹介議員を代表してご紹介を申し上げます。ガソリン1リットル180円、灯油1缶2,400円を超える異常な値上がりが続く、厳しさを増す市民生活を直撃しています。

石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなって中小零細業者や農林漁業にも大きな打撃を与えています。

このままでは、消費者も事業者も暮らさず営業が成り立ちません。

問題なのは、これら一連の高騰が需要と供給の関係

だけでなく、投機マネーによって増幅されていることであります。

経済産業省が発表した通商白書によれば、5月時点の1バーレル当たり125.5ドルの原油価格のうち、50.8ドルが投機マネーによる押し上げ分であると指摘をしています。

このように投機マネーによる価格の押し上げは、消費者や農林漁民には何の責任もないものであります。

不当に押し上げられた原油高騰問題は、まさに政治の責任で解決する以外にありません。

以上の趣旨から、福祉灯油の拡充実施、農林漁業、中小零細業者への支援、そして投機マネーの規制や財政措置等を政府に求めようとするものと思料をいたします。

議員各位のご理解とご賛同を心からお願いをいたしましてご紹介いたします。

○議長（宮澤憲司君） 18番城内仲悦君。

〔18番城内仲悦君登壇〕

○18番（城内仲悦君） 請願受理第13号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」について、紹介議員5人を代表しご紹介を申し上げます。議員各位のご賛同を心からお願いするものであります。

請願事項はミニマムアクセス米の輸入を停止することです。このことを実現するために、政府及び関係機関に意見書を提出していただきたいということです。

議員各位既にご承知のとおり、この間トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物の高騰・不足による、酪農の経営危機・破壊など深刻な事態が進行しています。しかも、食料自給率がカロリーベースで39%、穀物では27%ということから、国民の中に大きな不安が広がっています。

食料価格の高騰の原因は、気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長、人口増に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、投機による異常な高騰などであるといわれています。このような原因が複合的で、しかも構造的であるだけに、価格高騰の長期化は避けられず、その影響がさらに深まることが懸念されています。

現在政府は、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米を毎年77万トンも輸入しています。

この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に必要なとする米の量に匹敵するものであり、人道上も許されません。

日本が不必要な米の輸入を継続することは、国際的な米不足をさらに進行させることとなります。

政府はミニマムアクセス米の輸入がWTO農業協定上の義務であるかのように言ってきましたが、本来義務ではなく輸入の機会を提供するというにすぎないことが、国会での政府答弁で明らかになっています。

以上、るる申し上げましたが、本請願について議員各位のご賛同を賜り、採択していただきますよう重ねてお願いを申し上げ、本請願の紹介とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮澤憲司君） ただいま議題となっております請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び産業経済常任委員会にそれぞれ付託いたします。

~~~~~

散会

○議長（宮澤憲司君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時17分 散会